

令達した訓令一覧

令和5年

令達 番号	訓令名
14	杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正
15	杉並区職員の高齢者部分休業に関する規程

杉並区訓令第14号

庁中一般 福祉事務所 保健所  
事業所 教育委員会事務局 教  
育機関 選挙管理委員会事務局  
監査委員事務局 農業委員会事  
務局 議会事務局

杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和50年杉並区訓令甲第10号）の  
一部を次のように改正する。

令和5年7月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表第1の35の2の項の次に次のように加える。

35の3 高齢者部分休業	高休
--------------	----

別表第3中

「 22の2 配偶者同行休業 」	配 同	を
	配 同	
「 22の2 配偶者同行休業  22の3 高齢者部分休業 」	高 休 時間数を 記入する。	に

改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第15号

庁中一般 福祉事務所 保健所  
事業所 教育委員会事務局 教  
育機関 選挙管理委員会事務局  
監査委員事務局 農業委員会事  
務局 議会事務局

杉並区職員の高齢者部分休業に関する規程を次のように定める。

令和5年7月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の高齢者部分休業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の高齢者部分休業（同法第26条の3に規定する高齢者部分休業に相当する休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が60歳に達する日後の最初の4月1日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、高齢者部分休業を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えず、かつ、1日につき2時間を超えない範囲内で、通常の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

3 高齢者部分休業の期間の始期は、60歳に達する日後の最初の4月1日以後の各年の4月1日とする。ただし、やむを得ない事由があると任命権者が認めるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第3条 高齢者部分休業の承認の申請は、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力することにより、高齢者部分休業を開始しようとする日の1月前までに（やむを得ない事由があると任命権者が認める場合にあっては、遅滞なく）行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和5年杉並区規則第75号。以下「高齢者部分休業規則」という。）第1号様式）により行うことができる。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮等)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であって、当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

2 任命権者は、前項の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、高齢者部分休業承認取消等同意書（高齢者部分休業規則第2号様式）により高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

3 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

4 第2条第2項の規定により高齢者部分休業の承認を受けた職員は、前条第1項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、庶務事務システムに所要事項を入力することにより、当該変更しようとする日の1月前までに（やむを得ない事由があると任命権者が認める場合にあっては、遅滞なく）、任命権者に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認変

更申請書（高齢者部分休業規則第3号様式）により行うことができる。

（給与の減額）

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年7月4日から施行する。
- 2 高齢者部分休業の承認の申請その他のこの規程の施行の日以後の高齢者部分休業に関し必要な行為は、同日前においても第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。